

員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあつた。(5校合計 772,740円)
南アズマス市立白根源小学校・大明小学校 甲斐市立竜王中学校 中央市立田富小学校
北社市立秋田小学校

- 指導事項 2件 (収入1、給与1)
1) 下記の管内3小学校の給与資金前渡職員口座に利息が発生したが、小学校での通帳記憶及び教育事務所への連絡が遅れたため、利息の調定が遅延していた。
南アズマス市立落合小学校 甲斐市立竜王小学校 北社市立秋田小学校
2) 5月1日付けで発令通知書が発出された非常勤講師に係る報酬が、4月2日付けで起案した非常勤講師報酬に係る支出負担行為同一の積算額に含まれていた。
注意事項 なし

○東教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月17日
2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
3 監査の結果
指導事項 1件 (給与1)
1) 非常勤の教育職員の通勤手当に相当する額は、月15,000円が支給限度であるが、はぐくみクラブ非常勤講師について、当該限度額を超過して支出しているものがあつた。
(超過額 108,191円)
指導事項 なし
注意事項 4件 (給与1、契約1、物品2)

○南教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月13日
2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
3 監査の結果
指導事項 なし
指導事項 1件 (物品1)
1) トナーカートリッジ他1件の購入契約において、物品要求書の限度額(予定価格)を上回る金額で契約し、支払を行なつていた。
注意事項 なし

○士・東部教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月17日
2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
3 監査の結果
指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

○総合教育センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月14日
2 監査対象期間 平成24年12月25日
3 監査の結果
指導事項 なし
指導事項 なし
注意事項 1件 (物品1)

○図書館

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月20日
2 監査対象期間 平成25年1月30日
3 監査の結果
指導事項 なし
注意事項 1件 (物品1)

- 3 監査の結果
指導事項 なし
指導事項 3件 (財産2、物品1)
1) 電柱設置地を目的とする行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき移動報告書が提出されていなかった。
2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料に算定誤りがあり、過大に徴収していた。
また、電柱敷に係る行政財産使用料の調定が遅延していた。
3) 図書等の管理において不明・未返却図書が次のとおり認められた。
①不明資料
平成21年度 43点 平成22年度 336点 平成23年度 151点 合計530点
※平成24年度については、新図書館業務システム移行に伴い調査中。
②未返却資料
平成21年度 4点 平成22年度 21点 平成23年度 14点
平成24年度 2,853点 合計 2,892点
※平成24年度については、貸出図書件数の大幅な増加のため。
注意事項 3件 (支出2、給与1)

○美術館

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月8日
2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月
3 監査の結果
指導事項 なし
指導事項 3件 (支出1、契約1、物品1)
1) 立替払いした有料道路通行料について、財務規則第80条第2項の規定による請求を行わず、後日支出した前渡資金により精算していた。
2) 平成24年度の展覧会等委託契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為同一に「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあつた。
3) 寄附物品(寄贈図書)の受入について、財務規則第147条第4項に規定する出納通知が行われていなかった。
注意事項 なし

○博物館

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月21日
2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月
3 監査の結果
指導事項 なし
指導事項 4件 (物品1、給与2、支出1)
1) 郵便切手類受払簿について、リーフレット・チラシ等の発送用郵便切手及び平成24年3月に購入した郵便切手の一部に記載漏れがあり、期末残高が現物有高と相違していた。
2) 扶養手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となつていた。
3) 通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなつていた。
4) 収蔵庫系統パソコンソフトウェアコン電力比例制御パネル交換に係る修繕料の支出において、履行の確認が行なわれていなかった。
注意事項 1件 (物品1)

○考古博物館(埋蔵文化財センター)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月5日
2 監査対象期間 平成25年1月18日
3 監査の結果
指導事項 なし
注意事項 1件 (物品1)

3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 3件 (給与1、支出1、物品1)
 1) 住居手当の認定に当たり、住宅賃貸借契約書の家賃の欄に「共益費込」、 「駐車場込」等の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていないものがあつた。
 2) 峡北収蔵庫に係る水道使用料について、納期限を過ぎて支出しているものがあつた。
 3) 郵便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。
 注意事項 なし

○所管課(学術文化財課)及び所属(美術館、博物館、考古博物館)に対する意見

美術館、博物館及び考古博物館(以下「美術館等」という。)において、県(美術館等)と県以外の団体等を構成員とする実行委員会が、特別展を開催し、観覧者から料金を徴収していた。この特別展の開催に要する経費の支出には構成員からの負担金を充て、観覧者から徴収した料金(以下「実行委員会の料金」という。)は実行委員会の口座に保管・管理されていた。負担金の精算額及び徴収した料金については、各構成員の負担金の負担割合に応じて配分され、各構成員に払い込まれていた。
 実行委員会から構成員としての県への払込金については、使用料として県の歳入にしていた。
 1) 実行委員会による公の施設の使用について
 実行委員会が開催する特別展において、実行委員会は美術館等の展示施設を使用していたが、これは県以外の団体による公の施設の使用にあたる。
 実行委員会が特別展を開催するにあたり、美術館等の展示施設の使用手続きが行われていなかった。
 実行委員会による美術館等の施設を使用した特別展の開催にあたり、施設の使用に関する手続きを適正に行う必要がある。
 2) 指定管理者による実行委員会の料金の徴収事務について
 美術館等は、美術館等が開催する(実行委員会が開催する場合を除く。)常設展や特別展において、観覧者から、美術館等の設置及び管理条例(以下「条例」という。)に基づき観覧料を徴収し、使用料として県の歳入にしている。
 このうち美術館においては、実行委員会の料金の徴収事務と条例に基づき観覧料の徴収事務を同一の指定管理者が行っていた。
 各徴収事務の区分を明確にするため、徴収事務に関する取り決め等を行う必要がある。
 3) 実行委員会の料金の払込期限について
 実行委員会の料金については、覚書等において取扱方法等は規定されているものの、県の口座への払込期限に関する規定がなく、長期間にわたり実行委員会の口座に滞留しているものがあつた。
 実行委員会から県への払込金については、覚書等において県に支出することが規定されていることから、払込期限について定める必要がある。
 4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について
 実行委員会からの払込金を使用料として県の歳入にしているが、公の施設を利用する者からその対価として徴収する使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。
 実行委員会からの払込金については、条例で定められた使用料でないため、歳入科目について検討する必要がある。

○文字館

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月8日
 委員監査 平成24年12月26日
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月
 3 監査の結果

指摘事項 1件 (契約1)
 1) 文献検索システムに入力する書誌情報の作成に係る業務委託契約2件について、契約書が作成されないまま委託業務が行なわれていた。
 指導事項 2件 (給与1、物品1)
 1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力)、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあつた。
 2) 賃借物品であるノートパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。
 注意事項 なし

○北杜高等学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月9日
 委員監査 平成25年1月8日
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 2件 (収入1、給与1)
 1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、収入科目が「家賃貸付料(自動販売機)」ではなく、「その他行政財産使用料」になっていた。
 2) 入試前日の宿直勤務(入試問題保管業務)について、宿日直手当が支給されていなかった。
 注意事項 なし

○韭崎高等学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月13日
 委員監査 平成25年1月8日
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 なし
 注意事項 2件 (契約1、財産1)

○韭崎工業高等学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月11日
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
 3 監査の結果
 指摘事項 なし
 指導事項 3件 (収入1、給与2)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 授業料 平成20年度分 先数1件 39,600円
 2) 授養手当において、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となつていた。
 3) 遠距離より自動車と鉄道利用で通勤する旨の届出を行なつた職員の通勤手当について、通勤手当に関する規則第5条の規定による届出に係る事実を確認するための定期券等による交通機関の利用実態確認を全く行なわれないまま通勤手当の支給を開始し、平成24年7月24日付け福利給与課長通知に基づき行なわれた手当の随時確認においても定期券等の提示を求める等の方法による通勤実態の確認を行なわず、監査日時点においても当該職員の通勤の実態について全く確認がなされなかった。
 また、定期券利用者の通勤手当認定において、通勤手当認定簿第2号様式による所属長の認定が行なわれていなかった。

- 甲府第一高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年11月14日
 - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月8日
 - 3 監査の結果 平成23年11月～平成24年8月
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 関東及び全国協議会の年会費として、県内の協議会会員52校分の年会費を支出していたが、52校の中に県が会費を負担する必要のない県立学校以外の学校(4校)の会費が含まれていた。
- 注意事項 なし

- 甲府西高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年11月15日
 - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月8日
 - 3 監査の結果 平成23年11月～平成24年8月
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 甲府南高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成25年1月11日
 - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
 - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (支出1、給与1)
- 1) 消防設備(消火器)の保守点検業務に係る支出負担行為について、消火器の本数に相違があり限度額の積算に誤りがあった。
- 2) 旅費の支払いにおいて、目的地の同一市町村内の移動経費を算定していたため、過払いとなっていた。
- 注意事項 なし

- 甲府東高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年11月15日
 - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月9日
 - 3 監査の結果 平成23年11月～平成24年8月
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(購買の電気料)について、平成24年2月20日から同年3月19日の使用に係る分が調定されていた。
- 注意事項 なし

- 甲府工業高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成25年1月11日
 - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
 - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 競歩大会施設使用料に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に定める5日を超えて精算されていた。また、支出命令書で支払日を指定していなかったため、前渡資金により支払いを行なう日の10日前に前渡資金を受け取っていた。
- 注意事項 なし

- 甲府城西高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成25年1月11日
 - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
 - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 水道管設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1m未満の端数処理に誤りがあり、使用料が過小となっているものがあつた。
- 注意事項 なし

- 甲府昭和高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年11月20日
 - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月8日
 - 3 監査の結果 平成23年11月～平成24年8月
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (契約1)
- 1) 体育館照明器具取替工事の契約書及び校内インターネット・ホン修繕工事の請書に、契約保証金免除条項の記載がなかった。
- 注意事項 なし

- 農林高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年11月15日
 - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月10日
 - 3 監査の結果 平成23年11月～平成24年8月
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 巨摩高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年11月20日
 - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月10日
 - 3 監査の結果 平成23年11月～平成24年8月
- 指摘事項 1件 (給与1)
- 1) 教育職員の現金支給に係る給与支給日に支給されておらず、所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留していた。(合計500,000円)
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づき延滞金が調定されていた。
- 注意事項 なし

- 白根高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成25年1月11日
 - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
 - 3 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 増穂商業高等学校
- 1 監査実施年月日 子備監査 平成25年1月11日
 - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
 - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 3件 (物品1、契約1、給与1)